奈良県行政組織規則一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第一号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条地域振興部の部文化観光局観光振興課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　一般財団法人奈良県ビジターズビューローに関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。